

第4節 奨学育英

1 福島県奨学資金貸与制度

この制度は、福島県出身の生徒または学生であつて能力がありながら、経済的理由により修学困難と認められる者に対して、奨学資金を貸与し、もつて教育の機会均等をはかり、健全な社会の発展に貢献することを目的として昭和27年に発足したもので、その概要は次のとおりである。

(1) 出願資格

- ① 県内に所在する高等学校または高等専門学校在学中で県内に引続き6ヵ月以上住所を有する者。
- ② 大学在学中で、県内高等学校卒業者または大学入試検定合格者で、合格当時県内に住所を有し、かつ大学入学までまたは大学入学の目的をもつて住所を移転するまで、県内に引続き6ヵ月以上住所を有する者
- ③ 品行が正しく、学術にすぐれ身体が強健な者。
- ④ 経済的理由により修学が困難な者
- ⑤ 他の奨学金の貸与または給与を受けていない者

(2) 奨学資金の貸与額

高校生（高専校生を含む） 月額 1,500円
 大学生 月額 2,500円

(3) 貸与の期間

奨学生の在学する学校の正規の修業期間

(4) 奨学資金の返還

卒業の月の6ヵ月後から全額を月賦で15年以内に返還する。

ただし月賦の額は500円以上とする。また貸与期間の満了、退学、奨学資金の辞退、奨学資金制度の廃止の場合の返還も同じとする。

(5) 募集の時期

年1回4月中旬から5月上旬頃、各高等学校、主要大学報道機関を通じて行なう。

奨学資金貸付状況

年度	区分	継続貸与	新規貸付		合計
			応募者数	採用者数	
40	高 校	226	273	120	346
	大 学	60	32	20	80
	計	286	305	140	426
41	高 校	238			
	大 学	61			
	計	299			

2 日本育英会奨学制度

本会は政府からの借入金を主体として、これに返還金、育英寄付金等を加えて運営している国家的育英機関である。各教育委員会内に支部があり、県内の日本育英会奨学生の採用、貸与、返還、補導等の各事務を行なっている。

(1) 奨学生

奨学生は高等学校、工業高等専門学校、大学、大学院および国立工業教員養成所に在学する生徒、学生および医学実習生で在学校の校長、学長から推薦

された者の内から採用する。

支部で取り扱う奨学生の採用は下記のとおりである。

(2) 奨学生の採用

表のうち各県支部が取り扱うものは高等学校、高等専門学校的一般および特別貸与奨学生と大学特別貸与奨学生である。

① 高等学校一般貸与奨学生

高等学校に在学する生徒で、学業、人物ともに優れながら、経済的理由によって修学困難と認められる者で学校長から推薦される者について支部選考委員会を経て採用される。

貸与月額 1,500円

募集は年2回（4月と10月）

② 高等学校、高等専門学校一般貸与（予約）奨学生 中学校第3学年に在学する生徒で、学業、人物ともに優秀で進学希望を有するが、経済的理由により進学を断念する事のないよう、あらかじめ奨学生の予約採用を中学在学中に行ない、高等学校進学後ただちに本採用となる。

貸与月学 1,500円

中学校長の推薦により、支部選考委員会を経て予約採用される。募集時期は年1回で10月頃

③ 高等学校、高等専門学校特別貸与（予約）奨学生 中学校第3学年に在学する生徒を対象とする。

貸与月額は3,000円～6,000円でそのうち一般貸与奨学金（月額1,500円）相当を一定期間内にて返還すれば残額は返還免除となる特典がある。採用は②と同じであるが、全国一律の採用試験がある。募集は年1回で5～6月頃

④ 大学特別貸与（予約）奨学生

対象は高等学校最高学年に在学又は卒業後1～3年以内に大学進学を希望する生徒である。

貸与月額は自宅通学者は5,000円その他は8,000円で返還免除の特典は大学一般貸与奨学生の貸与月額（2,500円）相当を返還すればよい。

高等学校特別貸与（予約）奨学生と同じく採用試験が行なわれる。募集は年1回5月頃

⑤ 教育特別貸与（予約）奨学生

義務教育教員の資質向上に資するため、教員としての資質優秀な学生を国立大学教員養成学部へ誘致することを目的とする制度、対象は前記④同様であるが④との併願は認められない。

貸与月額は自宅通学者が5,000円他は8,000円であるが採用のための採用試験は行なわない。

募集は年1回5月頃

(3) 奨学金の返還

奨学金の返還は、卒業の6ヵ月後から20年以内に年賦、半年賦の方法で行なうが、病気、経済的事由によっては、申請することによって返還猶予もできる。その他職場返還制度があるが、これは各事業所単位にて返還義務の有する職員の返還付金を毎月徴収し、一括して返還する。福島県は教育委員会関係